

## 指定保養施設利用の留意事項

- 1 「補助額」は……1人1泊 1,500円（対象者：組合員本人及び公立学校共済組合が被扶養者として認められた者、公立学校共済組合員以外の方については、本人及び保険者が被扶養者として認められた者）  
※ 幼児（3歳以上）は実費負担があった場合のみ補助します。
- 2 「宿泊利用補助券」は…
  - (1) **保養を目的とした宿泊に利用し、公務出張時は利用できません。**
  - (2) **必ず事前に交付を受け、施設へ持参**してください。事後の発行はできません。
  - (3) 施設に着いたら、**受付と同時にフロントに提出**してください。
  - (4) **名義の貸し借りはできません。**
  - (5) 利用泊数は、組合員は年間15泊迄、被扶養者は人数に関係なく年間合計15泊迄、湯治施設は月内7泊迄です。
  - (6) 指定保養施設であっても、旅行業者が仲介する場合は、原則として利用できません。
  - (7) 「山の家・海の家」利用券や特別保養施設利用補助券は併用できません。
  - (8) 宿泊施設のキャンセル等で補助券を使用されなかった場合は、必ず教職員互助組合までご連絡ください。
- 3 施設予約時の注意は……
  - (1) 指定施設であるか確認し、直接予約をしてください。
  - (2) インターネット予約について
    - ・ インターネット予約をする際、利用補助券が使用できない施設もありますので、事前に施設に確認をしてください。
    - ・ インターネット予約での利用補助券は**現地精算**のみ使用でき、ネット決済の場合は使用できません。
  - (3) 施設へ電話で宿泊予約をする場合は、教職員互助組合の利用補助券を使用する旨をお伝えください。
- 4 「宿泊利用補助券」の  
申請は……
  - (1) web申請の場合  
宿泊利用補助申請メールフォームに必要事項を入力し、送信してください。宿泊利用補助券は入力したメールアドレスにPDFファイルで返信しますのでPDFファイルを印刷してご利用ください。なお、午前受信分は当日発行返信予定ですが、午後受信分は、翌業務日以降の取扱いとなる場合がありますので、お急ぎの場合はお電話でのご連絡をお願いします。
  - (2) 郵送で申し込む場合  
所定の申込書に必要事項を記入し、教職員互助組合に**返信用封筒（切手貼付）を添えて**申し込んでください。郵送日数を考慮し、早めの手続きしてください。  
利用補助券は施設（ホテル等）宛には送付いたしませんのでご了承ください。  
内容変更は………**教職員互助組合で訂正を受けてください。利用者による訂正は無効です。**  
急な変更が生じた場合は、事前に教職員互助組合へ連絡してください。